

生産行程管理業務規程

作成日 平成 27 年 5 月 22 日
更新日 平成 28 年 4 月 13 日
更新日 平成 30 年 4 月 1 日
更新日 令和 2 年 4 月 1 日

1 作成者

フクオカケンヤメシモトムラ

住所（フリガナ）：（〒834-0063）福岡県八女市本村 4 2 0 - 1

ヤメデントウホンギョクロスイシンキョウギカイ

名称（フリガナ）： 八女伝統本玉露推進協議会

代表者（管理人）氏名： 会長 江島 一信

2 農林水産物等の区分

区分名： 第 32 類 酒類以外の飲料等類

区分に属する農林水産物等： 茶葉（生のものを除く。）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ヤメデントウホンギョクロ}八女伝統本玉露、「Traditional Authentic YAME GYOKURO」

4 明細書の変更

八女伝統本玉露推進協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生葉生産方法の確認

八女伝統本玉露推進協議会（以下「協議会」という）は、生葉生産者に被覆開始日、被覆資材等を記載した栽培履歴（福岡八女農業協同組合茶業部会の生産履歴記入票、以下「生産履歴」という）を収穫後に提出させ、その記載内容を確認することで、生葉生産の方法を遵守しているか否かを判断する。

また、協議会は、生葉生産者に対し、生産履歴の書類を基に聞き取り調査を実施し、生葉生産の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、生葉生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合は、協議会は、臨時に現地調査を実施するとともに適正な指導を行う。

（2）荒茶加工方法の確認

協議会は、生葉生産者に対し、生葉生産地域内の荒茶加工場が発行した伝統本玉露製造証明書（生葉生産者名、製造日、伝統本玉露製造量等を記載。茶工場長名で生葉生産者に発行される）又は荷受・出荷伝票を加工終了後に提出させ、その記載内容を確認することで、荒茶加工方法を遵守しているか否かを確認する。また、荒茶加工開始前に荒茶加工場の製茶機械の整備状況（各工程の製茶機械の配置状況及び正常動作の確認等）及び加工者の状況を聞き取り調査する。

なお、協議会は、荒茶加工方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に、現地調査を実施するとともに適正な指導を行う。

（3）仕上げ加工方法の確認

協議会は、仕上げ加工業者に仕上げ原料量（八女伝統本玉露荒茶量が確認できる書類：茶取引センター落札表又は上記（2）の伝統本玉露製造証明書の写し、上記（2）の荷受・出荷伝票のいずれかを添付）、仕上げ製品量を記載した仕上げ加工履歴を作成・提出させ、その記載内容を確認することで、仕上げ加工方法を遵守しているか否かを確認する。

なお、協議会は、仕上げ加工方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に、現地調査を実施するとともに適正な指導を行う。

6 明細書適合性の指導

（1）生葉生産方法について

協議会は、生葉生産方法に従った生葉生産が行われていない場合には、生葉生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生葉生産者について、八女伝統本玉露の原料として荒茶加工場に出荷及び加工委託することを禁止できるものとする。

（2）荒茶加工方法について

協議会は、荒茶加工方法に従った荒茶製造が行われていない場合には、生葉生産者及び荒茶加工業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生葉生産者及び荒茶加工業者について、八女伝統本玉露の原料として荒茶を出荷することを禁止できるものとする。

（3）仕上げ加工方法について

協議会は、仕上げ加工方法に従った生産が行われていない場合には、仕上げ業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、八女伝統本玉露推進協議会は当該仕上げ加工業者について、地理的表示・登録標章を付して出荷及び販売することを禁止できるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 協議会は、前記5(3)の確認の際に、生葉生産、荒茶加工及び仕上げ加工方法の各基準を満たして生産・製造された最終製品が包装されたものに対してのみ、地理的表示である「八女伝統本玉露」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。なお、年間数回、地理的表示である「八女伝統本玉露」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされている物(例えば、包装資材等)についても確認する。
- (2) 協議会は、前記7(1)の確認の際に、以下の最終製品があるか否かを確認する。
 - ①生葉生産、荒茶加工及び仕上げ加工方法の各基準のいずれかを満たしていない最終製品であるにもかかわらず、地理的表示である「八女伝統本玉露」及び登録標章が使用されている最終製品
 - ②地理的表示である「八女伝統本玉露」のみが使用されている最終製品
 - ③登録標章のみが使用されている最終製品

8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記7(1)の確認の際に、以下に該当する場合は、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産業者について「八女伝統本玉露」の名称を付して出荷及び販売することを禁止できるものとし、これに従わない場合は除名することができる。

- ①生葉生産、荒茶加工及び仕上げ加工方法の各基準のいずれかを満たしていない最終製品であるにもかかわらず、地理的表示である「八女伝統本玉露」及び登録標章を使用した場合
- ②地理的表示である「八女伝統本玉露」のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合

9 実績報告書等の作成等

協議会は、1月1日から12月31日までを1年度として、年度終了後2ヶ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出する。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として以下の資料
 - ①協議会の構成員である生産業者が作成し、本協議会事務局に提出させた資料の概要、及び検査の記録
 - ②現地確認の記録
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9により作成提出した書類に加えて以下の書類を、福岡八女農業協同組合総合販売部茶業課（福岡県八女市本村420-1所在）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

(1) 協議会の構成員である生産業者が作成し、本協議会事務局に提出させた資料

11 連絡先

